

第137号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

[目次]	ページ
1 条例改正の概要	2
2 条例改正の内容	4
3 施行期日等	5
4 新旧対照表	6

総 務 部

令和6年11月

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例（１３条例）

番号	条例名
①	長崎市消防団員の任免等に関する条例（昭和２６年長崎市条例第７７号）
②	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和２６年長崎市条例第８８号）
③	一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年長崎市条例第１１３号）
④	非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和３１年長崎市条例第２４号）
⑤	長崎市消防団員退職報償金条例（昭和３９年長崎市条例第６７号）
⑥	長崎市中央卸売市場業務条例（昭和５０年長崎市条例第１２号）
⑦	長崎市職員退職年金条例（昭和３１年長崎市条例第３号）
⑧	長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年長崎市条例第１７号）
⑨	長崎市屋外広告物条例（平成８年長崎市条例第３７号）
⑩	長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成１３年長崎市条例第２９号）
⑪	長崎市行政不服審査法施行条例（平成２８年長崎市条例第２号）
⑫	長崎市宿泊税条例（令和４年長崎市条例第３号）
⑬	長崎市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年長崎市条例第４９号）

(2) 条例改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）により、刑法の一部が改正され、刑事施設における受刑者の改善更生及び再発防止に向けた処遇の充実を図るため、「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」が創設されることとなった。

このことにより、本市の条例中に定められている「懲役」及び「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改める必要がある。

【参考①：刑法改正において拘禁刑が創設された背景】

刑法犯の検挙人数は年々減少しているものの、当該人数のうち再犯者の占める割合（再犯者率）は増加傾向にあり、再犯も短期間に行われることが多い。さらに検挙人数のうち高齢者が占める割合も増加している状況にある。

これらの現状から、刑務作業の義務化を廃止し、受刑者の年齢や特性に応じて、高齢受刑者にはリハビリや福祉的支援、若年受刑者には教育指導の強化を図り、再犯防止及び社会復帰をより重視するため、拘禁刑が導入されることとなった。

【参考②：刑法における定義】

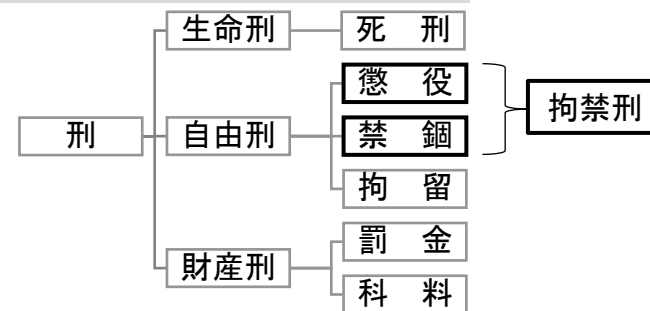
(1) 刑法改正前

- ・「懲役」とは、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるもの
- ・「禁錮」とは、刑事施設に拘置するもの

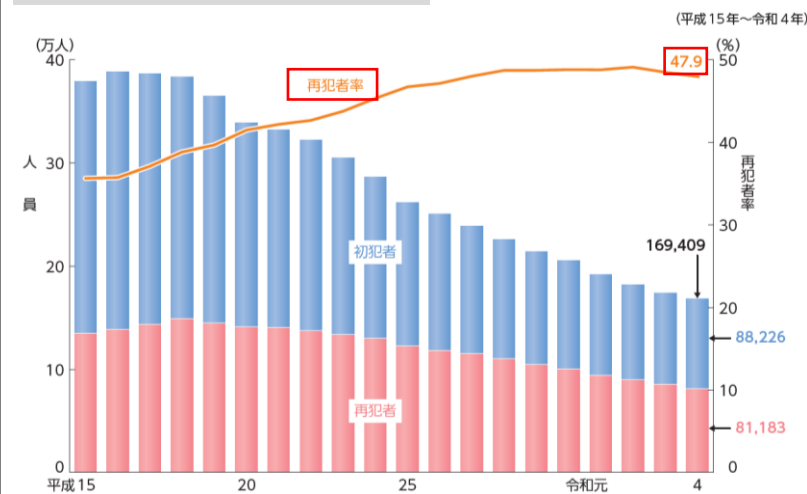
(2) 刑法改正後

- ・「拘禁刑」とは、刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるもの

【参考③：刑法における刑の種類】



【参考④：再犯者率の推移】



出典：「令和５年版犯罪白書」（法務省）[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00127.html]

2 条例改正の内容

(1) 「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの 1(1)記載の①～⑥の条例【整理条例第1条関係】

番号	条例名	該当条項	関係する規定
①	長崎市消防団員の任免等に関する条例	・ 第3条第1号	・ 団員の欠格条項
②	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	・ 第8条第1項	・ 職員の失職の例外
③	一般職の職員の給与に関する条例	・ 第18条の3第3号及び第4号 ・ 第18条の4第1項第1号 ・ “ ” 第3項第1号	・ 期末手当の支給の制限 ・ “ ” の一時差止 ・ “ ” の差止処分取消し
④	非常勤の職員の報酬等に関する条例	・ 第8条の2第3号及び第4号 ・ 第8条の3第1項第2号 ・ “ ” 第3項第1号	・ 期末手当の支給の制限 ・ “ ” の一時差止 ・ “ ” の差止処分取消し
⑤	長崎市消防団員退職報償金条例	・ 第8条第1号	・ 退職報償金の支給の制限
⑥	長崎市中心卸売市場業務条例	・ 第6条の2第3項第3号 ・ 第12条第4項第2号 ・ 第18条第3項第2号 ・ 第30条第2号	・ 卸売業務の許可の制限 ・ せり人の登録の制限 ・ 仲卸業務の許可の制限 ・ 市場内の営業の許可の制限

(2) 「懲役又は(若しくは)禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの 1(1)記載の⑦の条例【整理条例第2条関係】

番号	条例名	該当条項	関係する規定
⑦	長崎市職員退職年金条例	・ 第37条第1項及び第2項第1号 ・ 第38条第1項及び第2項 ・ 第39条	・ 年金等の支給の制限 ・ “ ” ・ 年金等の支給の停止

(3) 「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの 1(1)記載の⑧～⑬の条例【整理条例第3条関係】

番号	条例名	該当条項	関係する規定
⑧	長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	・ 第 1 6 条	・ 未登録での営業等に関する罰則
⑨	長崎市屋外広告物条例	・ 第 5 4 条	・ 未登録での営業等に関する罰則
⑩	長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例	・ 第 1 5 条	・ 秘密情報の漏洩に関する罰則
⑪	長崎市行政不服審査法施行条例	・ 第 1 2 条	・ 秘密情報の漏洩に関する罰則
⑫	長崎市宿泊税条例	・ 第 2 1 条第 1 項	・ 帳簿の記載義務違反等に関する罰則
⑬	長崎市議会の個人情報の保護に関する条例	・ 第 5 3 条 ・ 第 5 4 条 ・ 第 5 5 条	・ 個人情報ファイルの不当提供に関する罰則 ・ 保有個人情報の不当提供等に関する罰則 ・ 職務外の秘密文書等の収集に関する罰則

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日（刑法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。【附則第 1 項関係】

(2) 経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置【附則第 2 項、第 3 項関係】

整理条例の施行前にした行為に関する処罰の適用関係を明確にするのと、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定の適用に影響が生じないようにするもの

イ 人の資格に関する経過措置【附則第 4 項、第 5 項関係】

懲役若しくは禁錮に処せられた者又はこれらの刑で起訴された者を人の資格制限（欠格条項等）の対象としている場合に、拘禁刑に変わってもその制限の対象となる範囲に影響が生じないようにするもの

4 新旧対照表

(1) 長崎市消防団員の任免等に関する条例

新	旧
(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略]	(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略]

(2) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

新	旧
(失職の例外) 第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとすることができる。 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。	(失職の例外) 第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするすることができる。 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例

新	旧
(期末手当) 第18条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3	(期末手当) 第18条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項

新	旧
項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) [略] 2 [略] 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) [略] 4～6 [略]	において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) [略] 2 [略] 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) [略] 4～6 [略]

(4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例

新	旧
(期末手当) 第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第8条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止める。 (1) [略] (2) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3	(期末手当) 第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第8条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止める。 (1) [略] (2) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項

新	旧
項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 2 [略] 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) [略] 4・5 [略]	において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 2 [略] 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) [略] 4・5 [略]

(5) 長崎市消防団員退職報償金条例

新	旧
(退職報償金の支給制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて退職した者 (2)～(5) [略]	(退職報償金の支給制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられて退職した者 (2)～(5) [略]

(6) 長崎市中央卸売市場業務条例

新	旧
(卸売業務の許可) 第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 [略] 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)・(2) [略] (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア [略] イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～カ [略] (4)～(8) [略] 4・5 [略] (せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。 2・3 [略] 4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申	(卸売業務の許可) 第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 [略] 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)・(2) [略] (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア [略] イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～カ [略] (4)～(8) [略] 4・5 [略] (せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。 2・3 [略] 4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申

新	旧
請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 (1) 〔略〕 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 〔略〕 5・6 〔略〕 (仲卸業務の許可) 第18条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 〔略〕 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 〔略〕 (2) 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) 〔略〕	請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 (1) 〔略〕 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 〔略〕 5・6 〔略〕 (仲卸業務の許可) 第18条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 〔略〕 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 〔略〕 (2) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) 〔略〕

新	旧
(許可の基準) 第30条 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (3)～(7) [略]	(許可の基準) 第30条 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) [略] (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (3)～(7) [略]

(7) 長崎市職員退職年金条例

新	旧
(給付の制限) 第37条 職員が死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するに至ったときは、その時まで引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 (1) 3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられて退職した場合 (2) [略] 第38条 職員であった者が死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その時以後、その時前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員であった者が在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 3・4 [略] 第39条 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。	(給付の制限) 第37条 職員が死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するに至ったときは、その時まで引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 (1) 3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられて退職した場合 (2) [略] 第38条 職員であった者が死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたときは、その時以後、その時前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員であった者が在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 3・4 [略] 第39条 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

(8) 長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

新	旧
(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者 (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者 (3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者	(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者 (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者 (3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

(9) 長崎市屋外広告物条例

新	旧
(罰則) 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第35条第1項又は第3項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 (2) 不正の手段により第35条第1項又は第3項の登録を受けた者 (3) 第48条第1項又は第49条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者	(罰則) 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第35条第1項又は第3項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 (2) 不正の手段により第35条第1項又は第3項の登録を受けた者 (3) 第48条第1項又は第49条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

(10) 長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例

新	旧
(罰則) 第 1 5 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 1 5 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(11) 長崎市行政不服審査法施行条例

新	旧
(罰則) 第 1 2 条 第 5 条第 5 項又は第 6 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 1 2 条 第 5 条第 5 項又は第 6 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(12) 長崎市宿泊税条例

新	旧
(帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第 2 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 1 5 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者 (2) 第 1 5 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかった者 (3) 第 1 5 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者 (4) 第 1 5 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかった者 2 [略]	(帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第 2 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 1 5 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者 (2) 第 1 5 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかった者 (3) 第 1 5 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者 (4) 第 1 5 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかった者 2 [略]

(13) 長崎市議会の個人情報の保護に関する条例

新	旧
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。